

平成30年 2月28日

関与先 企業様

**行政書士 池根事務所**

所長・行政書士 池根 均

TEL(098)989-9522 FAX(098)989-9533

〒904-2243 沖縄県うるま市字宮里 267-2

## 経営事項審査（経審）の改正について

～ 平成30年4月以降の申請から適用開始 ～

皆様、いつもお世話になり、ありがとうございます。

経営事項審査（経審）の改正が平成30年4月以降申請分から適用されます。

主な内容は下記の通り

- ・社会保険未加入業者、法令違反業者の減点強化
- ・地域貢献に関する評価点の拡充（防災協定、建設機械の保有、営業用ダンプも評価）

具体的には下記の通り

- ① 社会保険未加入企業、法令違反（W点）・・・減点措置を厳格化  
現行・・・0点  
改正・・・マイナス評価
- ② 防災活動への貢献の状況（防災協定締結）（W3）・・・加点幅の拡大  
現行・・・15点  
改正・・・20点
- ③ 建設機械の保有状況（W7）・・・加点方法の見直し（なんと1台目から5点加点）  
現行・・・1台1点（上限15台15点）  
改正・・・1台5点、2台6点、・・・7台11点、8.9台12点、  
10.11台13点、12.13台14点、14.15台15点

- ④ 営業用ダンプ車の加点追加 ※条件あり（W7）・・・詳細は別紙参照

=====  
あと、沖縄県の最低賃金について（重要）

平成29年10月より、時給737円に引き上げられました。（今後も上昇予定）

建設業許可・経審・入札参加申請の「技術者」が最低賃金を下回る場合、評価対象にはなりません。（役員は除く）

社会保険標準報酬月額：126,000円以上で確認することになります。

社保算定基礎届の報酬月額は気をつけて下さい。

今のうちに技術者の月額給与の確認をお願いします。

**2018/02/26【営業用ダンプ車 経審加点】車検証備考欄に「(建)」の表記が必要です。**

---

平成30年4月1日からの経営事項審査改正により、その他の審査項目(社会性等)内の「建設機械の保有状況」に含まれる

“大型ダンプ車”について、営業用ダンプ車も加点対象となります。

加点対象となる営業用ダンプ車の要件は、以下のとおりです。

- ①車両総重量 8t 以上及び最大積載量 5t 以上であること
- ②経営する事業の種類として建設業を届け出ていること
- ③表示番号の指定を受けていること
- ④車検証備考欄 表示番号の後に「(建)」と表記されていること

※(建)の表記がない場合は、運輸支局等に届出の手続きを行う必要があります。

※既に(建)の記載がある場合、改めて届出の手続きを行う必要はございません。

※車両の表示番号につきましては、マル営表記でも問題ございません。

<営業用ダンプ車 表示番号の例>

**札幌 営 12345**

車検証備考欄 表示番号の後に「(建)」と表記するために必要な手続き書類は以下のとおりです。

ご不明な点等につきましては、各運輸支局等にお問い合わせください。

※3月中旬以降は届出窓口の混雑が予想されることから、早めの申請・届出をお勧めいたします。

**【新たに表示番号の申請を行う場合(新車)】**

- ①表示番号指定申請用紙
- ②建設業許可証の写し

**【既に営業用ダンプ車を所有している場合で「(建)」の記載を追加する場合】**

- ①申請事項変更届出書
- ②車検証
- ③建設業許可証の写し